

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）に係る審査基準及び処分基準の一部改正（意見公募期間 令和元年 12 月 4 日から同年 12 月 9 日まで 提出意見の数 0 件）

公開日 2019 年 12 月 14 日

1 規則等の題名

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第 8 号。以下「整備規則」という。）の施行に伴い、並びに警察庁における「行政手続コスト」削減のための基本計画」（平成 30 年警察庁。以下「行政手続コスト」削減のための基本計画」という。）を踏まえた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「自動車運転代行業法」という。）に係る審査基準及び処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

- ・ 整備法第 14 条
- ・ 整備規則第 8 条
- ・ 「行政手続コスト」削減のための基本計画

3 公募した規則等の概要

- (1) 整備法及び整備規則の施行に伴い、審査基準及び処分基準のモデルが改定されたことに伴い、当県における審査基準及び処分基準の一部を改正するものです。
- (2) 「行政手続コスト」削減のための基本計画に基づき、自動車運転代行業の認定に係る審査基準のモデルが改定されたことに伴い、当県における審査基準の一部を改正するものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づくものです。

5 規則等の制定の日

令和元年 12 月 14 日（土曜日）

6 結果の公示の日

令和元年 12 月 14 日（土曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が 30 日未満の場合、その理由）

令和元年 12 月 4 日（水曜日）から令和元年 12 月 9 日（月曜日）まで

※ 意見公募期間が 30 日未満の理由

整備法等の施行日が令和元年 12 月 14 日であり、この審査基準及び処分基準をそれまでに定める必要があることから、意見公募期間を短縮したものです。

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

提出された意見はありませんでした。

10 結果資料等の閲覧場所

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部交通企画課での閲覧
- 高知県庁県民室（本庁舎1階）での閲覧

11 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部交通企画課

電話：088－826－0110（内線 5012、5014、5016）